

# 身体的拘束等適正化のための指針

ワズ・プレイス相模原

## 1. 理念

身体的拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心がけます。

## 2. 根拠となる法律

(1)障害者虐待防止法 身体拘束を行う場合は、下記の要件を全て満たすことが必要です。

- ・切迫性: 生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ・非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ・一時性: 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

## 3. 基本方針

(1)事業所内での共通理解・身体拘束の防止に努めます。

事業所において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合(身体を抑える拘束)
- ・屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等(身体を抑える拘束)
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等(身体を抑える拘束)
- ・クールダウンの為の個室静養時(個室閉鎖的な拘束)

(2)研修の実施・定期的な教育や研修(年1回)を実施する。

- ・新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を入社時1か月以内に実施する。
- ・その他必要に応じて教育や研修(事例検討など)を行う。

(3)委員会の実施・身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行う。

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行う。
- ・身体拘束を実施した場合の解除を検討する。
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行う。

(4)身体拘束記録・身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間や、やむを得なかった理由などを記入する。

(5)身体拘束の解除(報告)

・記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

(6)利用者、家族への説明

- ・身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努める。

## 4. 委員会の運営について

(委員会の目的)

①身体拘束適正化委員会は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援を実施していく。

(委員会委員の選出)

委員は以下のとおりとする。

①委員長は、虐待防止責任者と同様とする。

②その他の委員は、別表のとおりとする。原則、虐待防止委員会と同様のメンバーとする。

(委員会の開催)

委員会の開催を次のとおりとする。

- ①委員会は、身体拘束に関する事業所内での協議事項が生じた都度に随時開催する。
- ②事業所内で身体拘束が発生した時には必ず開催する。
- ③会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

4. 指針の閲覧について、事業所の身体的拘束等適正化のための指針は、求めに応じ利用者及び家族等が自由に閲覧できるようにします。

付則 令和 4 年 8 月 1 日より施行する

改訂 令和5年3月1日

改訂 令和6年3月1日

改訂 令和6年8月1日

改訂 令和7年3月13日

別表 身体拘束適正化委員会名簿

|      | 役職                       |
|------|--------------------------|
| 委員長  | 代表:松澤麻子                  |
| 副委員長 | 管理者兼サービス管理責任者:中園裕美       |
| 委員   | スタッフリーダー:山口香織<br>看護師:川上望 |